

米原市市道認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく市道の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公道

道路法第3条に規定する一般国道、県道および市道をいう。

(2) 公共施設等

設置または管理主体が公共団体である公共空地（公園、緑地、広場、墓園等）および公共の福祉の増進を目的とし、直接市民の利用に供されている公共的施設（学校、社会教育施設、医療施設、社会福祉施設等）をいう。

(3) 開発道路

都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、土地改良法（昭和24年法律第195条）、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）等の法令に基づき、道路管理者との協議を経て築造され、かつ市に帰属される道路をいう。

(4) 市有道路等

国、県、市もしくは土地改良区が所有し、一般の通行に何ら制限を設けていない道路をいう。

(5) 位置指定道路

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に基づき、特定行政庁より道路の位置の指定を受けている道路をいう。

(6) 私有道路等

前第1号、第3号から第5号まで以外の道路で、地域の生活道路として一般交通の用に供している道路をいう。

(認定の基準)

第3条 市道に認定する道路は、一般交通の用に供することを目的とするもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 市事業により新設または改良する道路。または、公共事業により道路管理者以外の者が新設または改良する場合にあっては、道路管理者と帰属または管理移管の協議を経たものであること。

(2) 国道または県道等の路線の廃止もしくは変更または区域の変更に伴い、市道として存置する必要がある道路

(3) 開発道路

(4) 市有道路等

(5) 位置指定道路

(6) 私有道路等

(道路の形態の基準)

第4条 前条第3号から第6号までに規定する道路の形態は、次に掲げる基準のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 路線の両端が公道に接している道路
- (2) 路線の一端が公道に、他端が公共施設等または幅員が4メートル以上の市有道路等に接続している道路
- (3) 路線の一端が公道に接続している循環できる道路

(道路の幅員、構造等の基準)

第5条 第3条第1号から第5号までに規定する道路の幅員、構造等は、次に掲げる基準の両方を満たしたものでなければならない。ただし、第3条第1号または第2号に規定する道路については、地形の状況その他特別の事情によりやむを得ない場合において、車両の通行に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 道路の幅員（法敷等は除く。）は、4メートル以上であること。
- (2) 道路の縦断勾配は、9パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認める場合は、12パーセント以下とすることができる。

2 第3条第6号で規定する道路の幅員、構造等は、前項で規定するほか、次に掲げる基準を全て満たしたものでなければならない。

- (1) 路面の状態が良好で、交通量に応じた舗装構成となっていること。
- (2) 道路の敷地内に法第32条の規定に基づく道路占用許可を受けることができない物件が存在しないこと。また、占用物件は、道路管理上支障のない状態であること。
- (3) 交差箇所に隅切りが設けられていること。ただし、道路管理上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 排水のため必要がある場合において、側溝、集水柵その他の適当な排水施設が設けられていること。
- (5) 道路の安全かつ円滑な交通を確保するために必要な道路の付属物が設けられていること。
- (6) 側溝、擁壁その他の構造物または境界杭等により、道路と隣接地との境界が明確であること。
- (7) 道路敷地は、市への所有権移転が完了していること。また道路の付属物その他の物件が、市に所有権移転できるものであること。
- (8) 道路敷地には、所有権以外の権利の設定がなされていないこと。
- (9) 地元要望等により市道認定を行う場合は、市道認定を行う道路に隣接するすべての土地所有者から、次の同意が得られていること。

ア 市道となること。

イ 法および道路交通法等に基づく法的制限を受けること。

(10) 前各号に規定するもののほか、原則として米原市市道の構造に関する技術的基準等を定める条例（平成24年米原市条例第35号）に定める基準を満たした構造であること。

ただし、地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ないと認める場合は、この限りで

ない。

(市道路線の区分)

第6条 市道路線は、その主要度、交通量、交通の性格等から次のとおり区分するものとする。

- (1) 幹線1級市道
- (2) 幹線2級市道
- (3) その他市道

(幹線1級市道)

第7条 前条第1号に規定する幹線1級市道は、基幹的道路網を形成するために必要な道路で次に掲げる基準のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 主要集落とこれと密接な関係
- (2) 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設または主要生産施設を接続している道路
- (3) 主要交通流通施設、主要公益的施設または主要生産施設の相互間において密接な関係を有するものを接続している道路
- (4) 主要集落、主要交通流通施設または主要公益的施設と密接な関係にある一般国道、県道または幹線1級市道を接続している道路

(幹線2級市道)

第8条 第6条第2号に規定する幹線2級市道は、次に掲げる基準のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 集落相互を接続している道路
- (2) 集落と主要交通流通施設または主要公益的施設を接続している道路
- (3) 集落とこれに密接な関係にある一般国道、県道または幹線1級市道を接続している道路

(認定の手續時期)

第9条 市道路線の認定、市道路線の廃止、市道区域の決定および供用開始等の時期は、次のとおりとする。

- (1) 市道路線の認定および変更は、工事計画確定後、遅滞なく行うものとする。ただし、都市計画道路については、事業認可後に行うものとする。
- (2) 市道区域の決定は、路線認定後、買収に着手する時点で遅滞なく行うものとする。
- (3) 市道区域の変更は、工事計画確定後、遅滞なく行うものとする。
- (4) 市道の供用開始は、工事完了後、一般の交通の用に供するとき、遅滞なく行うものとする。
- (5) 市道路線の廃止は、一般の交通の用に供する必要がなくなったとき、遅滞なく行うものとする。

付 則

この基準は、平成25年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。